

不正行為等に関する注意

教務課

① 予め許可されたもの以外の持込は禁止です。

すべて持込可の試験であっても、第三者と相談する、第三者の助力を受けるといった行為は不正行為となります。

② 試験室での情報端末（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等）の使用は、許可された場合を除き禁止です。時計としての使用もできません。

試験前に必ず電源を切ること。

不正行為が発覚した場合は、当該学期の評価をすべて無効とすることがあります。

* 試験における不正行為とは・・・

- ・代人受験（依頼した者・受験した者）
- ・答案交換および複製
- ・カンニングをすること、カンニングを手助けすること
- ・その他、公正を損なう様々な行為